

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月25日
【中間会計期間】	第66期中(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 杉浦昌彦
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中島和也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中島和也
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラボウアネックスビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)平成20年5月7日付で本店を東京都新宿区本塩町14番地から上記のとおり東京都港区海岸一丁目2番20号に変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
売上高 (百万円)	62,129	65,703	63,064	139,108	143,093
経常利益 (百万円)	2,322	2,794	1,829	10,065	10,081
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (百万円)	1,294	1,772	461	6,087	6,372
純資産額 (百万円)	57,591	63,811	62,279	62,827	66,561
総資産額 (百万円)	106,183	115,958	106,425	117,787	124,204
1株当たり純資産額 (円)	423.89	469.73	458.59	462.33	490.07
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失 () (円)	9.52	13.04	3.40	44.81	46.91
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	54.23	55.02	58.52	53.33	53.59
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,648	2,272	51	6,237	4,413
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	920	3,007	3,799	1,937	1,011
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,266	1,936	3,808	4,832	2,224
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	9,559	15,966	6,165	12,611	13,804
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	2,014 (4,792)	2,001 (4,959)	2,032 (5,268)	1,994 (4,800)	1,981 (5,016)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
売上高 (百万円)	60,888	64,404	61,945	136,953	140,600
経常利益 (百万円)	2,273	2,739	1,834	9,896	9,976
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (百万円)	1,299	1,807	323	5,888	6,113
資本金 (百万円)	15,002	15,002	15,002	15,002	15,002
発行済株式総数 (千株)	136,229	136,229	136,229	136,229	136,229
純資産額 (百万円)	56,505	62,492	60,788	61,497	64,948
総資産額 (百万円)	101,994	111,833	102,363	113,514	119,902
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)				12.00	15.00
自己資本比率 (%)	55.40	55.88	59.38	54.18	54.17
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	1,980 (4,702)	1,962 (4,852)	1,986 (5,133)	1,957 (4,698)	1,938 (4,897)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	2,032 (5,268)
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,986 (5,133)
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、これまで景気回復を牽引してきた企業収益に足踏み状態がみられ、設備投資も減速感が出ております。更に原油価格、原材料の高騰などにより製造業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、また個人消費もガソリンや食料品の価格上昇などによる消費者心理の悪化に歯止めがかからず停滞感が強まるなど、景気は踊り場的な状況から後退局面になりつつあります。

このような状況のなかで、当社グループは平成17年度以来投入した複数の新ブランドの拡販や新販路（ファッションビルなど）の開拓など積極的な営業活動を展開してまいりました。また、業務の一層の効率化を追求するため、保有資産の見直しの一環とあわせて、本年の5月に、分散していた本社事務所機能を港区の新本店所在地に統合するなど、経営全般にわたり業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当社グループの当中間連結会計期間の売上高は630億6千4百万円（前年同期比4.0%減）、営業利益は16億5千8百万円（前年同期比35.2%減）、経常利益は18億2千9百万円（前年同期比34.5%減）、中間純損益は会計処理の変更に伴う固定資産除却損や本社移転費用等の特別損失の発生などにより4億6千1百万円（前中間連結会計期間は17億7千2百万円の純利益）の純損失となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ76億3千8百万円減少し、61億6千5百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純損益が5億8千万円の損失となり、売上債権の減少額が83億9千万円となりましたが、仕入債務の減少額61億6千6百万円や法人税等の支払額38億8千6百万円などにより差引5千1百万円の支出（前中間連結会計期間は、22億7千2百万円の収入）になりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新本社移転に伴う敷金などの支出17億6千8百万円や投資有価証券の取得13億6千7百万円及び有形固定資産の取得による支出13億3千3百万円などにより37億9千9百万円の支出（前中間連結会計期間は、30億7百万円の収入）になりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当の支払額20億3千7百万円及び長期借入金の返済17億6千6百万円などにより38億8百万円の支出（前中間連結会計期間は、19億3千6百万円の支出）になりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

区分	生産高(百万円)	前年同期比(%)
紳士服・洋品	10,490	98.5
婦人子供服・洋品	18,469	87.4
服飾品他	4,031	92.1
合計	32,991	91.3

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

区分	販売高(百万円)	前年同期比(%)
紳士服・洋品	21,507	98.1
婦人子供服・洋品	35,044	94.3
服飾品他	6,512	98.4
合計	63,064	96.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容について

当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針

当社は、当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針について、以下のとおりに考えております。

（企業理念）

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

（CSR基本方針）

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。

（経営ビジョン）

豊かな感性と確かな品質に裏打ちされ、あらゆる世代から支持される製品・サービスを提供するファッションアパレル企業の実現を経営ビジョンとし、ファッションアパレルとしての原点を認識し、消費者満足の最大化を実現し、変革と持続的成長を目指してまいります。

（経営基本方針）

・コーポレート・ガバナンス体制の充実

CSR経営を実践し、また、執行の意思決定体制の強化、内部統制体制の強化を推進します。

・消費者志向の複合サービス企業の実現

消費者満足を最大化する商品・サービスの開発と提供を推進し、消費者を起点とした組織運営と業務フローの構築を図ります。

・事業構造の進化

時代のニーズに沿った事業構造の構築を図り、事業領域の拡大と新規事業への継続的投資と挑戦を推進します。
当社はこのような企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針こそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

基本方針の内容

当社は、昭和46年7月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記「当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針」で述べた当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針を背景に、中期経営計画の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって当社株主の皆様により長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様ご意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様ご判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、当社株主の皆様ご事前の承認や、当社株主の皆様ご意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記(1)「当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針」で述べた、当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針の下、平成18年2月策定の平成20年12月期を最終年度とする中期経営計画の推進等により当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。中期経営計画における事業戦略は、コア事業を強化し、また新規ブランドの開発・育成を図る「商品戦略」、百貨店得意先グループとの取組み強化に加え、新販路への積極的展開、中国等の海外事業への取組みからなる「販路戦略」、生産基盤の整備・充実、物流及び情報システムの強化・拡充、人材の強化・充実を中心とする「ロジスティクス戦略」を3つの重点戦略としており、この中期経営計画を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、経営基本方針にもありますように、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題のひとつと認識しております。平成19年3月29日開催の定時株主総会より、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の強化を図るため、取締役の人数を11名から6名へ減員するとともに、内1名を社外取締役といたしました。監査役につきましても社外監査役を1名増員し、常勤監査役2名、社外監査役3名の体制といたしました。内部統制体制の整備・強化につきましては、内部統制委員会及び内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法及び金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年10月26日に開催された取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を全取締役の賛成により、決定し、導入しました。

その具体的内容は以下のとおりです。

大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様へ委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様へ十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記(2)「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼしこれを制限してしまう事態を、未然に防止できることにもなると考えております。

なお、大規模買付ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載している平成19年10月26日付「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入について」をご覧ください。

- (4) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、上記(1)「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして当社株主の皆様の意思を確認させていただき、ご承認いただきました。そのため、本対応方針の内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、取締役会の選任により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授権された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授権された独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、株主総会の承認を得て選任されます。

合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年9月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	136,229,345	136,229,345	東京証券取引所 市場第一部	
計	136,229,345	136,229,345		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年1月1日～ 平成20年6月30日		136,229,345		15,002		3,800

(5)【大株主の状況】

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	14,045	10.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 3	11,285	8.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	7,578	5.56
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3 1	6,969	5.12
株式会社伊勢丹	東京都新宿区新宿3丁目14 1	3,923	2.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 1	3,606	2.65
株式会社サンウェルネス	東京都港区南青山1丁目24 3	3,154	2.32
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5 33	3,000	2.20
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1 1	2,704	1.99
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26 3	2,500	1.84
計		58,766	43.14

(注) 1 JPモルガン・アセット・マネジメント(株)から平成19年10月31日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、JPモルガン・アセット・マネジメント(株)の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	JPモルガン・アセット・マネジメント(株)
保有株式数	3,887千株
株式保有割合	2.85%

2 (株)みずほコーポレート銀行から平成19年11月30日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、(株)みずほコーポレート銀行の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	(株)みずほコーポレート銀行 他2社
保有株式数	6,517千株
株式保有割合	4.78%

3 野村證券(株)から平成19年11月30日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、野村證券(株)の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	野村證券(株) 他1社
保有株式数	7,614千株
株式保有割合	5.59%

- 4 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループから平成20年2月25日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	三菱UFJ投信(株) 他2社
保有株式数	8,958千株
株式保有割合	6.58%

- 5 日興アセットマネジメント(株)から平成20年2月29日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、日興アセットマネジメント(株)の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	日興アセットマネジメント(株) 他2社
保有株式数	6,910千株
株式保有割合	5.07%

- 6 住友信託銀行(株)から平成20年5月30日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、住友信託銀行(株)の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	住友信託銀行(株)
保有株式数	10,324千株
株式保有割合	7.58%

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 426,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 134,866,000	134,851	
単元未満株式	普通株式 937,345		
発行済株式総数	136,229,345		
総株主の議決権		134,851	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が15,000株(議決権の数15個)含まれており、議決権の数には含めておりません。

2 単元未満株式には、当社所有の自己株式431株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(株)三陽商会	東京都港区海岸一丁目2-20	426,000		426,000	0.31
計		426,000		426,000	0.31

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	656	643	639	630	653	650
最低(円)	493	533	474	553	551	533

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		15,966		6,165		13,804	
受取手形及び 売掛金		13,626		11,900		20,298	
たな卸資産		23,376		25,528		25,647	
繰延税金資産		1,769		2,172		2,333	
その他		1,330		2,975		2,955	
貸倒引当金		132		106		134	
流動資産合計		55,936	48.2	48,637	45.7	64,905	52.3
固定資産							
1 有形固定資産	1						
建物及び構築物		8,627		9,518		9,273	
土地		16,863		19,029		19,143	
その他		3,212		1,773		3,392	
有形固定資産 合計		28,703	(24.7)	30,321	(28.5)	31,808	(25.6)
2 無形固定資産		993	(0.9)	991	(0.9)	1,013	(0.8)
3 投資その他の資産							
投資有価証券		23,970		19,189		21,189	
敷金・保証金				6,380			
繰延税金資産		29		142		28	
その他		6,508		949		5,442	
貸倒引当金		183		188		182	
投資その他の 資産合計		30,325	(26.2)	26,474	(24.9)	26,477	(21.3)
固定資産合計		60,022	51.8	57,788	54.3	59,299	47.7
資産合計		115,958	100.0	106,425	100.0	124,204	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
支払手形及び 買掛金		20,209		18,690		24,856		
短期借入金		2,035		2,889		4,551		
未払消費税等		400		263		426		
未払法人税等		1,081		160		4,012		
賞与引当金		710		768		682		
返品調整引当金		870		780		1,410		
その他		6,021		10,067		9,258		
流動負債合計		31,327	27.0	33,619	31.6	45,197	36.4	
固定負債								
長期借入金		8,189		5,300		5,404		
長期未払金	2	1,660		1,159		1,604		
長期前受金	3	4,300						
繰延税金負債		3,592		833		2,463		
再評価に係る 繰延税金負債		1,879		1,975		1,815		
退職給付引当金		1,017		658		960		
その他		179		599		197		
固定負債合計		20,818	18.0	10,526	9.9	12,445	10.0	
負債合計		52,146	45.0	44,145	41.5	57,643	46.4	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		15,002		15,002		15,002	
資本剰余金		15,083		15,082		15,083	
利益剰余金		25,385		27,117		29,849	
自己株式		281		305		301	
株主資本合計		55,190	47.6	56,897	53.5	59,634	48.0
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		8,955		5,157		6,964	
繰延ヘッジ損益		0		14		2	
土地再評価差額金		365		162		70	
為替換算調整勘定		24		46		26	
評価・換算差額等 合計		8,614	7.4	5,381	5.0	6,923	5.6
少数株主持分		7	0.0	0	0.0	3	0.0
純資産合計		63,811	55.0	62,279	58.5	66,561	53.6
負債純資産合計		115,958	100.0	106,425	100.0	124,204	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)		当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			65,703	100.0		63,064	100.0		143,093	100.0
売上原価			35,279	53.7		32,522	51.6		76,282	53.3
売上総利益			30,424	46.3		30,542	48.4		66,811	46.7
販売費及び一般管理費	1		27,864	42.4		28,884	45.8		57,123	39.9
営業利益			2,559	3.9		1,658	2.6		9,687	6.8
営業外収益										
受取利息		10			15			24		
受取配当金		141			186			248		
匿名組合投資利益		87						205		
受取賃貸料		46			64			90		
受取保険金		14			1			17		
その他		46	346	0.5	43	311	0.5	65	652	0.5
営業外費用										
支払利息		86			73			168		
持分法による 投資損失		10			39			28		
賃貸費用		4			8			12		
その他		10	111	0.1	19	140	0.2	49	258	0.2
経常利益			2,794	4.3		1,829	2.9		10,081	7.1
特別利益										
固定資産売却益	2	389			320			1,103		
投資有価証券売却益		31						42		
ゴルフ会員権売却益					8					
匿名組合清算配当金								413		
貸倒引当金戻入額		26	447	0.7	18	347	0.6	23	1,583	1.1
特別損失										
固定資産除却損	3	23			1,804			148		
投資有価証券評価損					4					
ゴルフ会員権売却損		0			2			0		
ゴルフ会員権評価損	4	9						7		
工場操業補償金								78		
本社移転費用	5 6	33		0.1	946	2,758	4.4		234	0.2
税金等調整前中間 (当期)純利益又は中間 純損失()			3,208	4.9		580	0.9		11,429	8.0
法人税、住民税及 び事業税		985			73			4,842		
法人税等調整額		453	1,438	2.2	189	115	0.2	221	5,063	3.5
少数株主損失			2	0.0		2	0.0		6	0.0
中間(当期)純利益 又は中間純損失 ()			1,772	2.7		461	0.7		6,372	4.5

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高(百万円)	15,002	15,068	25,110	244	54,937
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			1,630		1,630
中間純利益			1,772		1,772
自己株式の処分		15		0	15
自己株式の取得				37	37
土地再評価差額金取崩額			133		133
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		15	275	37	253
平成19年 6月30日残高(百万円)	15,002	15,083	25,385	281	55,190

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高(百万円)	8,103	2	231	10	7,879	9	62,827
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							1,630
中間純利益							1,772
自己株式の処分							15
自己株式の取得							37
土地再評価差額金取崩額							133
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	852	2	133	13	734	2	731
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	852	2	133	13	734	2	984
平成19年 6月30日残高(百万円)	8,955	0	365	24	8,614	7	63,811

当中間連結会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高(百万円)	15,002	15,083	29,849	301	59,634
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			2,037		2,037
中間純損失			461		461
自己株式の処分		0		4	3
自己株式の取得				8	8
土地再評価差額金取崩額			233		233
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)		0	2,732	4	2,737
平成20年 6月30日残高(百万円)	15,002	15,082	27,117	305	56,897

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日残高(百万円)	6,964	2	70	26	6,923	3	66,561
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							2,037

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
中間純損失							461
自己株式の処分							3
自己株式の取得							8
土地再評価差額金取崩額							233
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	1,806	11	233	19	1,541	2	1,544
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	1,806	11	233	19	1,541	2	4,282
平成20年6月30日残高(百万円)	5,157	14	162	46	5,381	0	62,279

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高(百万円)	15,002	15,068	25,110	244	54,937
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,630		1,630
当期純利益			6,372		6,372
自己株式の処分		15		1	16
自己株式の取得				58	58
土地再評価差額金取崩額			2		2
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		15	4,739	57	4,696
平成19年12月31日残高(百万円)	15,002	15,083	29,849	301	59,634

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高(百万円)	8,103	2	231	10	7,879	9	62,827
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							1,630
当期純利益							6,372
自己株式の処分							16
自己株式の取得							58
土地再評価差額金取崩額							2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	1,138	5	160	16	956	6	962
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,138	5	160	16	956	6	3,734
平成19年12月31日残高(百万円)	6,964	2	70	26	6,923	3	66,561

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益又は中間純損失()		3,208	580	11,429
減価償却費		941	570	1,955
受取利息及び受取配当金		152	202	272
匿名組合投資利益		87		205
支払利息		86	73	168
持分法による投資損益		10	39	28
固定資産売却益		389	320	1,103
固定資産除却損		23	1,804	148
本社移転費用			946	
投資有価証券売却益		31		42
投資有価証券評価損			4	
ゴルフ会員権評価損		9		7
匿名組合清算配当金				413
貸倒引当金の増減額		32	21	24
返品調整引当金の増減額		680	630	140
賞与引当金の増減額		14	86	14
役員退職金引当金の増減額		574		574
退職給付引当金の増減額		73	301	16
売上債権の増減額		7,307	8,390	628
たな卸資産の増減額		371	118	2,642
その他流動資産の増減額		184	50	69
仕入債務の増減額		5,173	6,166	526
その他流動負債の増減額		1,198	699	160
その他	2	53	751	229
小計		5,511	3,708	8,425
利息及び配当金の受取額		152	202	272
利息の支払額		86	76	168
法人税等の支払額		3,305	3,886	4,117
法人税等の還付額		0	0	1
営業活動による キャッシュ・フロー		2,272	51	4,413

		前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による 支出		730	1,333	5,616
有形固定資産の売却による 収入		5,844	443	7,251
有形固定資産の売却に伴う 支出		1,501		1,501
無形固定資産の取得による 支出		23	22	95
投資有価証券の取得による 支出			1,367	1,499
投資有価証券の売却による 収入		50		64
投資有価証券の償還による 収入			300	1,451
貸付けによる支出		61	106	102
貸付金の回収による収入		43	11	56
長期前払費用の増加による 支出		1	9	3
敷金・保証金の増加による 支出		682	1,768	1,386
敷金・保証金の減少による 収入		22	36	327
その他		47	16	42
投資活動による キャッシュ・フロー		3,007	3,799	1,011
財務活動による キャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による 支出		268	1,766	537
自己株式の売却による収入		0	3	1
自己株式の取得による支出		37	8	58
親会社による配当金の 支払額		1,630	2,037	1,630
財務活動による キャッシュ・フロー		1,936	3,808	2,224
現金及び現金同等物に係る換 算差額		10	20	16
現金及び現金同等物の増減額		3,355	7,638	1,193
現金及び現金同等物の期 首残高		12,611	13,804	12,611
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	1	15,966	6,165	13,804

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 子会社 7社のうち、次の 5社を連結子会社としております。 サンヨーアパレル(株) サンヨーゼネラルサービス(株) サンヨーショウカイニュー ヨーク,INC. サンヨーショウカイミラノ S.p.A. 上海三陽時裝商貿有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は(株)新潟サンヨー ソーイング及び(株)サンヨーエク セルの 2社であります。 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、 総資産、売上高、中間純損益及び 利益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも中間連結財務諸表に 重要な影響を及ぼしていないた めであります。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社 は次の 2社であります。 (株)新潟サンヨーソーイング (株)サンヨーエクセル</p> <p>(2) 関連会社 3社は、全て持分法を 適用しております。 (株)サンヨー・インダストリー (株)岩手サンヨーソーイング (株)サンヨーソーイング 持分法適用会社のうち、中間決 算日が中間連結決算日と異なる 会社については、各社の中間会計 期間にかかる財務諸表を使用し ております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 子会社 7社のうち、次の 5社を連結子会社としております。 サンヨーアパレル(株) サンヨーゼネラルサービス(株) サンヨーショウカイニュー ヨーク,INC. サンヨーショウカイミラノ S.p.A. 上海三陽時裝商貿有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は(株)新潟サンヨー ソーイング及び(株)サンヨーエク セルの 2社であります。 連結の範囲から除いた理由 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社 は次の 2社であります。 (株)新潟サンヨーソーイング (株)サンヨーエクセル</p> <p>(2) 関連会社 3社は、全て持分法を 適用しております。 (株)サンヨー・インダストリー (株)岩手サンヨーソーイング (株)サンヨーソーイング 持分法適用会社のうち、中間決 算日が中間連結決算日と異なる 会社については、各社の中間会計 期間にかかる財務諸表を使用し ております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 子会社 7社のうち、次の 5社を連結子会社としております。 サンヨーアパレル(株) サンヨーゼネラルサービス(株) サンヨーショウカイニュー ヨーク,INC. サンヨーショウカイミラノ S.p.A. 上海三陽時裝商貿有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は(株)新潟サンヨー ソーイング及び(株)サンヨーエク セルの 2社であります。 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、 総資産、売上高、当期純損益及び 利益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも連結財務諸表に重要 な影響を及ぼしていないため あります。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社 は次の 2社であります。 (株)新潟サンヨーソーイング (株)サンヨーエクセル</p> <p>(2) 関連会社 3社は、全て持分法を 適用しております。 (株)サンヨー・インダストリー (株)岩手サンヨーソーイング (株)サンヨーソーイング 持分法適用会社のうち、決算日 が連結決算日と異なる会社につ いては、各社の事業年度にかかる 財務諸表を使用しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの移動平均法に基づく原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(ロ)デリバティブ ...時価法 (ハ)たな卸資産 商品及び製品 先入先出法 ・仕掛品 ... に基づく原 並びに貯蔵品 価法 原材料 ... 最終仕入原 価法に基づく原価法 なお、季越の商品及び製品については販売可能価格を基準として評価換を実施しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの同左 時価のないもの同左 (ロ)デリバティブ ... 同左 (ハ)たな卸資産 商品及び製品 ・仕掛品 ... 同左 並びに貯蔵品 原材料 ... 同左 なお、季越の商品及び製品については販売可能価格を基準として評価換を実施しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの同左 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(ロ)デリバティブ ... 同左 (ハ)たな卸資産 商品及び製品 ・仕掛品 ... 同左 並びに貯蔵品 原材料 ... 同左 なお、季越の商品及び製品については販売可能価格を基準として評価換を実施しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、海外連結子会社3社は定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 上記の他、「その他」に含まれる一部の売場造作については、その特性により経済的耐用年数(3年)で定額法により償却しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、海外連結子会社3社は定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p><会計方針の変更> 当社が百貨店等の商業施設内で展開する売場造作については、これまで器具及び備品として資産計上し、3年で償却してまいりましたが、当中間連結会計期間より、一括で費用処理することとし、過年度の売場造作は当中間連結会計期間においてすべて特別損失に計上しております。 これは、昨今の小売流通業界の激しい変化、競争に伴い、商業施設のリニューアル等、売場移動や改装も頻繁に行われるようになったことなどによるためであります。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益はそれぞれ20百万円減少し、税金等調整前中間純損失は1,737百万円増加しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、海外連結子会社3社は定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 上記の他、「その他」に含まれる一部の売場造作については、その特性により経済的耐用年数(3年)で定額法により償却しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(□)無形固定資産 定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(□)賞与引当金 従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。</p> <p>(ハ)返品調整引当金 中間連結会計期間末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。</p>	<p>< 追加情報 > 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益はそれぞれ12百万円減少し、税金等調整前中間純損失は12百万円増加しております。</p> <p>(□)無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(□)賞与引当金 同左</p> <p>(ハ)返品調整引当金 同左</p>	<p>(□)無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(□)賞与引当金 同左</p> <p>(ハ)返品調整引当金 連結会計年度末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(二)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(二)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>< 追加情報 ></p> <p>当社は、平成20年 6月に適格退職年金制度を確定給付企業年金制度へ移行しております。</p> <p>また、将来勤務に係る部分から一部を確定拠出企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴い、退職給付債務が1,166百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。</p>	<p>(二)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(ホ)役員退職金引当金</p> <p><追加情報> 当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止にともない、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職金引当金は全額を取崩し、退任時まで固定負債「長期未払金」として計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、海外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(ホ)</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>(ホ)役員退職金引当金</p> <p><追加情報> 当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止にともない、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職金引当金は全額を取崩し、退任時まで固定負債「長期未払金」として計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、海外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象...外貨建営業債権債務及び借入金の支払金利</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 内部規程で定めるリスク管理方法に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。 また、為替予約についても、将来の取引予定(輸出及び輸入)に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。		(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間末まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金・保証金」は、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「敷金・保証金」は4,250百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 有形固定資産の 減価償却累計額 19,682百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額1,332百万円が含まれております。</p> <p>3 長期前受金は潮見商品センターの譲渡契約に伴う内金43億円であります。</p> <p>中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日は金融機関の休業日ですが、中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。</p> <p>受取手形 80百万円</p> <p>債務保証 (株)サンヨー・ インダストリー 151百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p>	<p>1 有形固定資産の 減価償却累計額 16,182百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額838百万円が含まれております。</p> <p>3</p> <p>債務保証 (株)サンヨー・ インダストリー 145百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p>	<p>1 有形固定資産の 減価償却累計額 17,990百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額1,276百万円が含まれております。</p> <p>3</p> <p>連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日は金融機関の休業日ですが、連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。</p> <p>受取手形 125百万円</p> <p>債務保証 (株)サンヨー・ インダストリー 148百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																																												
<p>1 このうち販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給料手当</td><td>14,350百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>3,615百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>487百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td>役員退職金</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>引当金繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>852百万円</td></tr> </table>	給料手当	14,350百万円	広告宣伝費	3,615百万円	賞与引当金	487百万円	繰入額		退職給付費用	189百万円	役員退職金	18百万円	引当金繰入額		減価償却費	852百万円	<p>1 このうち販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給料手当</td><td>14,921百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>3,749百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>541百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>171百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>484百万円</td></tr> </table>	給料手当	14,921百万円	広告宣伝費	3,749百万円	賞与引当金	541百万円	繰入額		退職給付費用	171百万円	減価償却費	484百万円	<p>1 このうち販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給料手当</td><td>29,586百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>7,464百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>474百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>396百万円</td></tr> <tr><td>役員退職金</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>引当金繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,771百万円</td></tr> </table>	給料手当	29,586百万円	広告宣伝費	7,464百万円	賞与引当金	474百万円	繰入額		退職給付費用	396百万円	役員退職金	18百万円	引当金繰入額		減価償却費	1,771百万円
給料手当	14,350百万円																																													
広告宣伝費	3,615百万円																																													
賞与引当金	487百万円																																													
繰入額																																														
退職給付費用	189百万円																																													
役員退職金	18百万円																																													
引当金繰入額																																														
減価償却費	852百万円																																													
給料手当	14,921百万円																																													
広告宣伝費	3,749百万円																																													
賞与引当金	541百万円																																													
繰入額																																														
退職給付費用	171百万円																																													
減価償却費	484百万円																																													
給料手当	29,586百万円																																													
広告宣伝費	7,464百万円																																													
賞与引当金	474百万円																																													
繰入額																																														
退職給付費用	396百万円																																													
役員退職金	18百万円																																													
引当金繰入額																																														
減価償却費	1,771百万円																																													
<p>2 固定資産売却益の主なものは土地、建物等の売却益389百万円であります。</p>	<p>2 固定資産売却益は建物及び土地等の売却益であります。</p>	<p>2 固定資産売却益は建物及び土地等の売却益であります。</p>																																												
<p>3 固定資産除却損の主なものは店舗改装及び撤退のための建物附属設備等の除却損18百万円であります。</p>	<p>3 固定資産除却損には、会計方針の変更に伴う売場造作の除却1,717百万円を含んでおります。</p>	<p>3 固定資産除却損の主なものは店舗改装及び撤退のための建物附属設備等の除却損122百万円であります。</p>																																												
<p>4 ゴルフ会員権評価損には、預託金に係る貸倒引当金繰入額 4百万円が含まれております。</p>	<p>4</p>	<p>4 ゴルフ会員権評価損には、預託金に係る貸倒引当金繰入額 5百万円が含まれております。</p>																																												
<p>5</p>	<p>5 特別損失「本社移転費用」の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>消耗品購入費</td><td>324百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>210百万円</td></tr> <tr><td>建物及び構築物等除却損</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>リース解約損</td><td>78百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>212百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>946百万円</u></td></tr> </table>	消耗品購入費	324百万円	減損損失	210百万円	建物及び構築物等除却損	119百万円	リース解約損	78百万円	その他	212百万円	計	<u>946百万円</u>	<p>5</p>																																
消耗品購入費	324百万円																																													
減損損失	210百万円																																													
建物及び構築物等除却損	119百万円																																													
リース解約損	78百万円																																													
その他	212百万円																																													
計	<u>946百万円</u>																																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)						
6	<p>6 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を認識しました。</p> <table border="1" data-bbox="571 387 963 535"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧本社別館 (東京都 新宿区)</td> <td>事務所</td> <td>建物等</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を考慮して、グルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに、また、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間において、本社移転に伴い、旧本社の別館建物につき、平成20年9月に取壊しをすることが決定しましたので、建物等の帳簿価額をゼロまで減額し、減損損失210百万円を本社移転費用として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	旧本社別館 (東京都 新宿区)	事務所	建物等	6
場所	用途	種類						
旧本社別館 (東京都 新宿区)	事務所	建物等						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	136,229	-	-	136,229
合計	136,229	-	-	136,229
自己株式				
普通株式(注)	359	37	0	396
合計	359	37	0	396

(注)増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 37千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,630	12	平成18年12月31日	平成19年3月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	136,229	-	-	136,229
合計	136,229	-	-	136,229
自己株式				
普通株式(注)	417	14	6	426
合計	417	14	6	426

(注)増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 14千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 6千株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年3月28日 定時株主総会	普通株式	2,037	15	平成19年12月31日	平成20年3月31日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	136,229	-	-	136,229
合計	136,229	-	-	136,229
自己株式				
普通株式(注)	359	59	1	417
合計	359	59	1	417

(注) 増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 59千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 1千株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,630	12	平成18年12月31日	平成19年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,037	15	平成19年12月31日	平成20年3月31日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている現金及び預金勘定の残高とは一致しております。</p> <p>2</p>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 同左</p> <p>2</p>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている現金及び預金勘定の残高とは一致しております。</p> <p>2 営業活動によるキャッシュ・フロー「その他」には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の長期未払金減少額221百万円が含まれております。</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)				当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)				前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
(有形固定資産) その他	2,323	962	1,360	(有形固定資産) その他	2,276	1,030	1,246	(有形固定資産) その他	2,249	883	1,365
合計	2,323	962	1,360	合計	2,276	1,030	1,246	合計	2,249	883	1,365
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 530百万円 1年超 846百万円 合計 1,376百万円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 594百万円 1年超 680百万円 合計 1,275百万円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 579百万円 1年超 804百万円 合計 1,384百万円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 351百万円 減価償却費相当額 338百万円 支払利息相当額 14百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 310百万円 減価償却費相当額 306百万円 支払利息相当額 15百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 682百万円 減価償却費相当額 656百万円 支払利息相当額 30百万円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。			
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 292百万円 1年超 847百万円 合計 1,139百万円				2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 32百万円 1年超 55百万円 合計 88百万円				2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 5百万円 1年超 9百万円 合計 15百万円			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年6月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	6,914	22,029	15,114
合計	6,914	22,029	15,114

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	886
投資事業有限責任組合出資	919
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	135
合計	1,941

当中間連結会計期間末(平成20年6月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	9,782	18,487	8,705
合計	9,782	18,487	8,705

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	558
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	144
合計	702

前連結会計年度末(平成19年12月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	8,414	20,169	11,754
合計	8,414	20,169	11,754

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	883
子会社株式及び関連会社株式	

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	136
合計	1,020

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社グループが行っているデリバティブ取引は、すべてヘッジ会計が適用されているため、記載の対象から除いております。

当中間連結会計期間末(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

当社グループが行っているデリバティブ取引は、すべてヘッジ会計が適用されているため、記載の対象から除いております。

前連結会計年度末(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社グループが行っているデリバティブ取引は、すべてヘッジ会計が適用されているため、記載の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業損益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、その記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、その記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
1株当たり純資産額	469.73円	458.59円	490.07円
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失()	13.04円	3.40円	46.91円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式がないため記載していません。	1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式がないため記載していません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	63,811	62,279	66,561
普通株式に係る純資産額 (百万円)	63,804	62,278	66,558
差額の主な内訳(百万円)			
少数株主持分	7	0	3
普通株式の発行済株式数 (千株)	136,229	136,229	136,229
普通株式の自己株式数 (千株)	396	426	417
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	135,832	135,802	135,811

2 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失()(百万円)	1,772	461	6,372
普通株主に帰属しない金額 (百万円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間純損失()(百万円)	1,772	461	6,372
普通株式の期中平均株式数 (千株)	135,848	135,809	135,833

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
	<p>当社は平成20年 8月 7日開催の取締役会において、会社法第165条第 3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。</p> <p>2 取得に係る事項の内容</p> <p>(1)取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 10百万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.36%)</p> <p>(3)株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4)取得期間 平成20年 8月19日～ 平成20年12月15日</p> <p>なお、平成20年 8月19日から平成20年 8月31日にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式1,306千株、取得価額658百万円であります。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		14,968		5,118		12,906	
受取手形		851		599		1,260	
売掛金		13,154		11,674		19,661	
たな卸資産		22,497		24,480		24,663	
未収入金		655		631		776	
繰延税金資産		1,666		2,101		2,253	
その他		603		2,360		2,158	
貸倒引当金		124		101		128	
流動資産合計			54,272 48.5		46,866 45.8		63,552 53.0
固定資産							
1 有形固定資産	1						
建物		7,700		8,760		8,285	
土地		14,849		17,015		17,129	
その他		3,451		1,974		3,611	
有形固定資産 合計		26,001		27,751		29,026	
2 無形固定資産		988		986		1,008	
3 投資その他の資産							
投資有価証券		24,524		19,374		21,461	
敷金・保証金				6,065			
その他		6,420		1,702		5,228	
貸倒引当金		373		382		374	
投資その他の 資産合計		30,571		26,759		26,315	
固定資産合計			57,560 51.5		55,497 54.2		56,350 47.0
資産合計			111,833 100.0		102,363 100.0		119,902 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)									
流動負債									
支払手形		4,850		4,913		5,681			
買掛金		15,304		13,760		19,067			
短期借入金		1,755		1,309		2,831			
未払消費税等		372		251		405			
未払法人税等		1,006		112		3,961			
賞与引当金		701		756		672			
返品調整引当金		870		780		1,410			
その他		5,827		9,734		9,055			
流動負債合計			30,687	27.4		31,617	30.9	43,084	35.9
固定負債									
長期借入金		6,109		4,800		4,904			
長期未払金	2	1,647		1,147		1,592			
長期預り保証金				360					
長期前受金	3	4,300							
繰延税金負債		3,592		834		2,464			
再評価に係る繰延 税金負債		1,879		1,975		1,815			
退職給付引当金		951		595		893			
関係会社事業損失 引当金		173		245		200			
固定負債合計			18,653	16.7		9,957	9.7	11,869	9.9
負債合計			49,340	44.1		41,574	40.6	54,953	45.8

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		15,002		15,002		15,002	
資本剰余金							
資本準備金		3,800		3,800		3,800	
その他資本 剰余金		11,241		11,240		11,241	
資本剰余金合計		15,041		15,040		15,041	
利益剰余金							
その他利益 剰余金							
別途積立金		9,750		9,750		9,750	
繰越利益 剰余金		14,389		15,965		18,559	
利益剰余金合計		24,139		25,715		28,309	
自己株式		281		305		301	
株主資本合計		53,902	48.2	55,453	54.2	58,052	48.4
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		8,955		5,157		6,964	
繰延ヘッジ損益		0		14		2	
土地再評価差額金		365		162		70	
評価・換算差額等 合計		8,590	7.7	5,334	5.2	6,896	5.8
純資産合計		62,492	55.9	60,788	59.4	64,948	54.2
負債純資産合計		111,833	100.0	102,363	100.0	119,902	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)		当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			64,404	100.0		61,945	100.0		140,600	100.0
売上原価			35,056	54.4		32,554	52.6		76,106	54.1
売上総利益			29,347	45.6		29,390	47.4		64,493	45.9
販売費及び一般管理費			26,869	41.8		27,774	44.8		54,979	39.1
営業利益			2,478	3.8		1,615	2.6		9,514	6.8
営業外収益	1		349	0.6		310	0.5		665	0.4
営業外費用	2		88	0.1		92	0.1		202	0.1
経常利益			2,739	4.3		1,834	3.0		9,976	7.1
特別利益	3		447	0.7		347	0.5		1,581	1.1
特別損失	4		26	0.1		2,563	4.1		526	0.4
税引前中間(当期)純 利益又は中間純損 失()			3,160	4.9		381	0.6		11,032	7.8
法人税、住民税 及び事業税		900			25			4,720		
法人税等調整額		452	1,352	2.1	83	58	0.1	198	4,918	3.5
中間(当期)純利益又 は中間純損失()			1,807	2.8		323	0.5		6,113	4.3

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年12月31日残高(百万円)	15,002	3,800	11,241	9,750	14,078	244	53,628
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当					1,630		1,630
中間純利益					1,807		1,807
自己株式の処分			0			0	0
自己株式の取得						37	37
土地再評価差額金取崩額					133		133
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			0		310	37	273
平成19年 6月30日残高(百万円)	15,002	3,800	11,241	9,750	14,389	281	53,902

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(百万円)	8,103	2	231	7,868	61,497
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					1,630
中間純利益					1,807
自己株式の処分					0
自己株式の取得					37
土地再評価差額金取崩額					133
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	852	2	133	721	721
中間会計期間中の変動額合計(百 万円)	852	2	133	721	995
平成19年 6月30日残高(百万円)	8,955	0	365	8,590	62,492

当中間会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年12月31日残高(百万円)	15,002	3,800	11,241	9,750	18,559	301	58,052
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当					2,037		2,037
中間純損失					323		323
自己株式の処分			0			4	3
自己株式の取得						8	8
土地再評価差額金取崩額					233		233
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			0		2,593	4	2,598
平成20年 6月30日残高(百万円)	15,002	3,800	11,240	9,750	15,965	305	55,453

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高(百万円)	6,964	2	70	6,896	64,948
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					2,037
中間純損失					323
自己株式の処分					3
自己株式の取得					8
土地再評価差額金取崩額					233
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	1,806	11	233	1,561	1,561
中間会計期間中の変動額合計(百 万円)	1,806	11	233	1,561	4,160
平成20年6月30日残高(百万円)	5,157	14	162	5,334	60,788

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年12月31日残高(百万円)	15,002	3,800	11,241	9,750	14,078	244	53,628	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					1,630		1,630	
当期純利益					6,113		6,113	
自己株式の処分			0			1	1	
自己株式の取得						58	58	
土地再評価差額金取崩額					2		2	
事業年度中の変動額合計 (百万円)			0		4,480	57	4,423	
平成19年12月31日残高(百万円)	15,002	3,800	11,241	9,750	18,559	301	58,052	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(百万円)	8,103	2	231	7,868	61,497
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,630
当期純利益					6,113
自己株式の処分					1
自己株式の取得					58
土地再評価差額金取崩額					2
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	1,138	5	160	972	972
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,138	5	160	972	3,451
平成19年12月31日残高(百万円)	6,964	2	70	6,896	64,948

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式移動平均法に基づく原 価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの中間決算日の市場価格 等に基づく時価法(評価 差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)</p> <p>時価のないもの移動平均法に基づく原 価法</p> <p>なお、投資事業有限責 任組合及びそれに類す る組合への出資(証券取 引法第2条第2項によ り有価証券とみなされ るもの)については組合 契約に規定される決算 報告日に応じて入手可 能な最近の決算書を基 礎とし、持分相当額を純 額で取り込む方法に よっております。</p> <p>(2) デリバティブ時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品及び製品・仕掛品・貯蔵品先入先出法に基づく原 価法</p> <p>原材料最終仕入原価法に基 づく原価法</p> <p>なお、季越の商品及び製品につい ては販売可能価格を基準として評価換 を実施しております。これによる評価 損は売上原価に含めて処理しており ます。(評価損計上額1,500百万円)</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの同左</p> <p>時価のないもの同左</p> <p>(2) デリバティブ同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品及び製品・仕掛品・貯蔵品同左</p> <p>原材料同左</p> <p>なお、季越の商品及び製品につい ては販売可能価格を基準として評価換 を実施しております。これによる評価 損は売上原価に含めて処理しており ます。(評価損計上額1,840百万円)</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの決算日の市場価格等に 基づく時価法(評価差額 は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの同左</p> <p>なお、投資事業有限責 任組合及びそれに類す る組合への出資(金融商 品取引法第2条第2項 により有価証券とみな されるもの)については 組合契約に規定される 決算報告日に応じて入 手可能な最近の決算書 を基礎とし、持分相当額 を純額で取り込む方法 によっております。</p> <p>(2) デリバティブ同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品及び製品・仕掛品・貯蔵品同左</p> <p>原材料同左</p> <p>なお、季越の商品及び製品につい ては販売可能価格を基準として評価換 を実施しております。これによる評価 損は売上原価に含めて処理しており ます。(評価損計上額1,840百万円)</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>上記の他、「その他」に含まれる売場造作については、その特性により経済的耐用年数(3年)で定額法により償却しております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p><会計方針の変更></p> <p>当社が百貨店等の商業施設内で展開する売場造作については、これまで器具及び備品として資産計上し、3年で償却してまいりましたが、当中間会計期間より、一括で費用処理することとし、過年度の売場造作は当中間会計期間においてすべて特別損失に計上しております。</p> <p>これは、昨今の小売流通業界の激しい変化、競争に伴い、商業施設のリニューアル等、売場移動や改装も頻繁に行われるようになったことなどによるためであります。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益はそれぞれ20百万円減少し、税引前中間純損失は1,737百万円増加しております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>上記の他、「その他」に含まれる売場造作については、その特性により経済的耐用年数(3年)で定額法により償却しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。</p>	<p>< 追加情報 > 当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益はそれぞれ12百万円減少し、税引前中間純損失は12百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(3) 役員退職金引当金</p> <p><追加情報> 当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上していましたが、平成19年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止にともない、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職金引当金は全額を取崩し、退任時まで固定負債「長期未払金」として計上しております。</p> <p>(4) 返品調整引当金 中間会計期間末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において、発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌期から費用処理しております。</p>	<p>(3)</p> <p>(4) 返品調整引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において、発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌期から費用処理しております。</p>	<p>(3) 役員退職金引当金</p> <p><追加情報> 当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、平成19年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止にともない、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職金引当金は全額を取崩し、退任時まで固定負債「長期未払金」として計上しております。</p> <p>(4) 返品調整引当金 期末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において、発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌期から費用処理しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(6) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象...外貨建営業債権債務及び借入金の支払金利</p>	<p>< 追加情報 > 当社は、平成20年 6月に適格退職年金制度を確定給付企業年金制度へ移行しております。 また、将来勤務に係る部分から一部を確定拠出企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行に伴い、退職給付債務が1,166百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。</p> <p>(6) 関係会社事業損失引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(6) 関係会社事業損失引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
(3) ヘッジ方針 内部規程で定めるリスク管理方法に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。 また、為替予約についても、将来の取引予定(輸出及び輸入)に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。 7 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 同左 7 消費税等の会計処理 同左	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 同左 7 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
<p>(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日法律第 6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日法律第 6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)
	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金・保証金」は、当中間会計期間末において、資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「敷金・保証金」は4,271百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 18,145百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額1,319百万円が含まれております。</p> <p>3 長期前受金は潮見商品センターの譲渡契約に伴う内金43億円であります。</p> <p>債務保証 株サンヨー・ インダストリー 139百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p> <p>中間決算期末日満期手形 中間決算期末日満期手形の会計処理については、中間会計期間末日は金融機関の休業日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。中間会計期間末日満期手形は次のとおりであります。 受取手形 80百万円</p> <p>消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等を相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 15,768百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額825百万円が含まれております。</p> <p>3</p> <p>債務保証 株サンヨー・ インダストリー 145百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p> <p>消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 17,530百万円</p> <p>2 長期未払金には確定拠出年金を含む新たな退職給付制度への移行損失等の未払額1,263百万円が含まれております。</p> <p>3</p> <p>債務保証 株サンヨー・ インダストリー 148百万円</p> <p>すべて銀行取引等に対するものであります。</p> <p>決算期末日満期手形 決算期末日満期手形の会計処理については、事業年度末日は金融機関の休業日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。 受取手形 125百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 10百万円 受取配当金 141百万円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 64百万円 3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 (土地、建物等) 389百万円 4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 (建物等) 16百万円 ゴルフ会員権 売却損 0百万円 ゴルフ会員権 評価損 9百万円 減価償却実施額 有形固定資産 847百万円 無形固定資産 50百万円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 17百万円 受取配当金 186百万円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 54百万円 3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 (土地、建物等) 320百万円 4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 (器具及び備品 等) (注1) 1,764百万円 投資有価証券 評価損 4百万円 関係会社株式 評価損 80百万円 関係会社事業 損失引当金 45百万円 繰入額 本社移転費用 (注2) 669百万円 (注1) 固定資産除却損には、会計方 針の変更に伴う売場造作の除 却1,717百万円を含んでおり ます。 (注2) 特別損失「本社移転費用」の 主な内訳は次のとおりであり ます。 消耗品購入費 324百万円 建物及び構築物 等除却損 119百万円 リース解約損 78百万円 その他 146百万円 計 669百万円 減価償却実施額 有形固定資産 470百万円 無形固定資産 44百万円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 25百万円 受取配当金 248百万円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 125百万円 3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 (土地、建物等) 1,103百万円 匿名組合 清算配当金 413百万円 4 特別損失の主要項目 固定資産 除却損 132百万円 ゴルフ会員権 売却損 0百万円 ゴルフ会員権 評価損 7百万円 関係会社株式 評価損 280百万円 工場操業補償金 78百万円 関係会社事業 損失引当金 27百万円 繰入額 減価償却実施額 有形固定資産 1,757百万円 無形固定資産 101百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	359	37	0	396

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 37千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

当中間会計期間(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	417	14	6	426

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 14千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 6千株

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	359	59	1	417

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 59千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 1千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)				当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)				前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
(有形固定資産) その他	2,313	954	1,359	(有形固定資産) その他	2,266	1,021	1,245	(有形固定資産) その他	2,239	875	1,364
合計	2,313	954	1,359	合計	2,266	1,021	1,245	合計	2,239	875	1,364
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 528百万円 1年超 845百万円 合計 1,374百万円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 594百万円 1年超 680百万円 合計 1,274百万円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 578百万円 1年超 804百万円 合計 1,383百万円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 351百万円 減価償却費相当額 338百万円 支払利息相当額 14百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 309百万円 減価償却費相当額 305百万円 支払利息相当額 15百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 680百万円 減価償却費相当額 654百万円 支払利息相当額 30百万円			
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 292百万円 1年超 847百万円 合計 1,139百万円				2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 32百万円 1年超 55百万円 合計 88百万円				2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内 5百万円 1年超 9百万円 合計 15百万円			

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成20年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
	<p>当社は平成20年8月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。</p> <p>2 取得に係る事項の内容</p> <p>(1)取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 10百万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.36%)</p> <p>(3)株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4)取得期間 平成20年8月19日～ 平成20年12月15日</p> <p>なお、平成20年8月19日から平成20年8月31日にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式1,306千株、取得価額658百万円です。</p>	

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第65期)	自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日	平成20年 3月28日 関東財務局長に提出
(2) 自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成20年 8月 1日 至 平成20年 8月31日	平成20年 9月11日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月20日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 中里 猛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 眞之助
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月19日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 中里 猛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 眞之助
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)(イ)有形固定資産に記載されているとおり、会社は売場造作費の費用処理方法を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月7日開催の取締役会において自己株式の取得について決議し実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月20日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 中里 猛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 眞之助
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会の平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月19日

株式会社 三陽商会
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 中里 猛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 眞之助
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項2.(1)有形固定資産に記載されているとおり、会社は売場造作費の費用処理方法を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月7日開催の取締役会において自己株式の取得について決議し実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。